

金融商品販売法に基づく重要事項説明書

この説明書は、金融商品販売法に基づく株式、債券、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権証券、投資信託受益証券、指数先物取引、指数オプション取引の投資に係るリスク等の重要事項について、お取引に先立ってご説明するものです。なお、お取引に際しましては、お客様の判断と責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

(1) 株式

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込みことがあります。

マザーズ上場企業、東証 JASDAQ 上場企業につきましては、東証一・二部企業に比べ、取引所の審査の重点が異なり、事業の継続が困難になるリスクが高いといえます。公表される各種開示資料をよくご検討のうえ、ご自身の判断でご投資ください。また、東証一・二部企業に比べ、小規模な企業が多いため、市場性が薄く、価格変動リスクが高いといえます。

(2) 債券

債券の価格は、金利の変動、為替相場の変動（外貨建ての場合）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の価格は、新株予約権行使の対象となる株式の価格変動や金利の変動の影響等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込みことがあります。なお、株式への転換を請求できる期間には制限がありますのでご留意ください。

(4) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の価格は、新株予約権行使の対象となる株式の価格変動や金利の変動の影響等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込みことがあります。なお、新株予約権を行使できる期間には制限がありますのでご留意ください。

(5) 新株予約権証券

新株予約権証券の価格は、新株予約権行使の対象となる株式の価格変動の影響等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込みことがあります。なお、新株予約権を行使できる期間には制限がありますのでご注意ください。

(6) 投資信託受益証券

投資信託受益証券には、ファンドにより異なるリスクが存在し、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建てでは、投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

(7) 指数先物取引

指数先物の価格は、対象となる株価指数の変動等により上下しますので、これにより差損を生ずることがあります。

(8) 指数オプション取引

指数オプションの価格は、対象となる株価指数の変動等により上下しますので、これにより差損を生ずることがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますのでご注意ください。